

くまモンのコロナウイルス関係の 取組みについて

定期旅客船・航空便に対する
港湾・空港施設使用料の徴収猶予について

くまモン 新型コロナウイルス感染予防イラスト

今回追加



換気をするモン
#OpenWindow



くっつかないモン
#KeepDistance



手を洗うモン
#WashHands



©2010熊本県くまモン

- 感染予防の普及啓発のポスター・チラシ等
 - ▶ 簡易な手続き（届出）で、利用可能！
- 商品への利用
 - ▶ 4月22日（水）から、通常の許諾手続きで利用できます。

くまモンの新型コロナウイルス関連の取組み



感染予防啓発動画
(Instagram・Facebook)



県産牛肉消費PR動画
(YouTube)



県産お花のPR動画
(Instagram・YouTube)

定期旅客船・航空便の使用料徴収を猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少を踏まえ、定期・安全な運航の維持を図るため、**港湾・空港施設使用料の徴収を猶予**します。

1 対象事業者

- ・ 県管理港湾を使用する**定期旅客船**
- ・ 天草空港を使用する**定期航空便**（天草エアライン）

2 対象使用料

- ・ 定期旅客船：**係留施設**（岸壁等）等
- ・ 定期航空便：**着陸料**等

定期旅客船・航空便の使用料徴収を猶予

- 3 対象とする使用・猶予期間
2020年3月から2020年8月までの
(当面6ヵ月間)使用分を徴収猶予。

※徴収猶予例(定期旅客船)

本年3月分の場合

- ▶ 4月に発行する納入通知書(4月末納期限)について、10月末まで徴収猶予。